

役員名簿

法人名: 社会福祉法人清諒会

番号	役職名	氏名	年齢	性別	任期	職業	特殊関係人の有無	要件区分 (※1)	備考
1	理事	秦 清一郎	54	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	多摩小ばと保育園園長代理	有	44条4項①	社会福祉法人清諒会理事長
2	理事	秦 裕子	54	女	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	多摩小ばと保育園園長	有	44条4項③	
3	理事	宮崎 豊彦	64	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	城山保育園園長	無	44条4項②	
4	理事	柘澤 章次	63	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	めじろ保育園園長	無	44条4項②	
5	理事	田中 豊治	79	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	自営業(農業)	無	44条4項①	元石川町会長
6	理事	奥住 日出男	66	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	市政コンサルタント	無	44条4項②	日野市社会福祉協議会会長
7	監事	木下 義明	67	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	分倍保育園園長	無	44条5項①	
8	監事	山下 雅裕	54	男	平成30年6月10日～ 平成31年定時評議員会終結の日まで	山下会計事務所所長	無	44条5項②	税理士

※1 社会福祉法第44条第4項 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- ① 社会福祉事業の経緯に関する見識を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

※2 社会福祉法第44条第5項 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

評 議 員 名 簿

法人名: 社会福祉法人清諒会

番号	役職名	氏 名	年 齢	性 別	任 期	職 業	欠 格 条 項	特殊関係人の有無	備 考
1	評議員	石坂 芳	63	男	平成30年6月10日 ～平成33年定時評議員会終結の日まで	このみ保育園園長	無	無	
2	評議員	折井 誠司	52	男	平成30年6月10日 ～平成33年定時評議員会終結の日まで	誠美保育園園長	無	無	
3	評議員	中林 秀人	47	男	平成30年6月10日 ～平成33年定時評議員会終結の日まで	元木保育園園長	無	無	
4	評議員	井上 雅弘	36	男	平成30年6月10日 ～平成33年定時評議員会終結の日まで	北野ひなた保育園園長	無	無	

(注 1) 欠格事由(評議員となることができない者)は、次のとおり

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被補佐人
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

(注 2) 各評議員又は各役員と特殊な関係にある者の範囲は次のとおり。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条7、第2条8)

その他

- ① 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する。(法第39条)